

議案第 号

一般社団法人日本腎臓病薬物療法学会の会員身分の特例に関する規則制定の件

当学会の一般社団法人への移行に伴い、会員身分の特例に関する規則を制定したいので、その承認を求める。

制定の理由

平成27年9月に一般社団法人日本腎臓病薬物療法学会を設立したことに伴い、当学会から会員及び資産をスムーズに移行する必要があるため、移行事務の効率化を目的として、標記規則を制定する。

一般社団法人日本腎臓病薬物療法学会の会員身分の特例に関する規則案

(目 的)

第1条 この規則は、平成27年9月に設立の一般社団法人日本腎臓病薬物療法学会（以下「一般社団法人」という。）の会員身分に関し、任意団体たる日本腎臓病薬物療法学会（以下「当学会」という。）に所属する会員の身分承継、資産承継及び当該事務を円滑にすることを目的とする。

(対 象)

第2条 この規則は、当学会及び当学会に所属する全会員に適用する。

(当学会の廃止)

第3条 当学会は、平成28年11月30日をもって廃止する。ただし、当学会は、平成27年度の決算に関する定時大会までは同年度の決算及び財産の処分等の清算事務を行うものとする。

2 当学会の理事長は、平成27年度の決算に関する総会に対し、平成27年度の決算に関する報告書を提出するものとする。

(当学会の会員)

第4条 当学会の会員は、平成27年10月25日現在において当学会の正会員たる身分を有する会員とする。当学会の会員は当学会の平成27年度決算、事業報告、決算及び清算に関する権利義務を有する。

(一般社団法人の会員身分の取得)

第5条 前条に定める当学会の会員は、平成27年12月1日付けをもって、一般社団法人の会員としての身分を取得する。

2 当学会の会員は、前項に定める一般社団法人の会員身分の取得に対し、書面により異議を述べることができる。

3 前項の異議申述の期間は、平成27年10月26日から平成27年11月30日までとする。

4 第2項、第3項に基づき異議を述べた会員は、一般社団法人の会員たる身分を取得せず、平成27年11月30日付けをもって退会する。

(当学会の役員)

第6条 当学会の役員の任期は、現行のとおり平成28年11月開催の総会の終結までとするが、現行の役員任期にかかわらず、その権利義務は平成27年度の決算事務及

び財産の処分等の清算事務に限るものとする。

(当学会の残余財産)

第7条 当学会の平成27年10月開催の総会終結時における残余財産は、当学会の会員の総有財産とし、当学会の会員が一般社団法人の会員たる身分を取得することに伴い、当学会から一般社団法人に承継するものとする。

(当学会の残余財産の引継ぎ)

第8条 当学会は、平成27年10月開催の総会終結後、速やかに残余財産を一般社団法人に引き継ぐものとする。

(一般社団法人の代議員の選出)

第9条 一般社団法人の代議員については、一般社団法人の会員の中から、別に定める代議員選出規程に基づき選出するものとする。

(一般社団法人の予算・事業計画)

第10条 一般社団法人の予算・事業計画は、一般社団法人の理事長が、理事及び監事の意見を徴して策定し、当学会における平成27年10月開催の総会に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 一般社団法人設立に関する費用、一般社団法人の予算・事業計画策定に関する費用については一般社団法人が、当学会の清算事務に関する費用は当学会が、それぞれ負担する。

(協議事項)

第12条 この規則に定めのない事項及び条項の解釈に疑義が生じた場合は、一般社団法人の理事長及び当学会の理事長において協議する。

附 則

1. この規則は、平成27年10月26日から施行し、一般社団法人の平成28年開催の代議員総会が終結したときまたは当学会から一般社団法人への残余財産等の引き継ぎが全て終了したときのいずれか遅いときをもって廃止する。